

義案第66号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 都市公園法第5条及び行為における使用料の近隣市比較について

	備考	法第5条の規定による公園施設			公園内行為 第4条第1項各号に掲げる行為												
		有無	設置の場合	管理の場合	単位	行商、募金、出店、 その他これらに類する行為	単位	業として行う 写真の撮影	単位	業として行う 映画の撮影	単位	興業	単位	競技会、展示会、博覧会、 集会その他これらに類する催し	単位	その他	単位
宝塚市			650円以上/月	4,300円/月	m ²	650円/日	m ²	1,949円/日	人	7,777円/日	回	517円/日 48円/日	m ²	383円/日 16円/日	m ²	-	-
			650円以上/月で立地条件、営業形態等を 勘案して市長が定める額														
尼崎市	H30.4.1改訂予定	-	-	-	-	735円/日	m ²	2,536円/日	台 ※1	10,208円/日	箇所	49円/日	m ²	10円/日	m ²	その他公園の全部又は 一部を独占して利用す るとき。 22円/日	
西宮市 ※2			750円以内/ 月 ※3	2,250円以内/月 ※3	m ²	50円/時	m ²	3,000円/日	箇所	3,000円/日	箇所	2円/時	m ²	1円/時	m ²	-	-
芦屋市			46円/月	97円/月	m ²	680円/日	m ²	1,940円/日	人	7,760円/日	回	50円/日	m ²	-	-	-	-
伊丹市	設置管理は行政財産使用料条例に基づき設定。		行政財産使用料 を準用 ※4	行政財産使用料を準用 ※4	m ²	408円/日	m ²	730円/日	人	730円/日	人	-	-	10円/日	m ²	-	-
川西市			267円/月	800円/月	m ²	438円/日	m ²	1,334円/月	台 ※1	5,335円/日	箇所	36円/日	m ²	5円/日	m ²	その他全部または一部 を独占使用するとき。 12円/日	
三田市	行政財産使用料条例に基づき設定。		-	-	-	100円/日	m ²	3,000円/日	人	3,000円/日	箇所	50円/日	m ²	10円/日	m ²	-	-
神戸市			110円/月	公園施設毎に規定	m ²	150円/日	m ²	900円/日 (広告写真 30,000円/日/ 回)	人	60,000円/日	回	12円/日	m ²	競技会等12円/日 (集会その他これに類す る催しの開催4円/日)			
兵庫県		乙	3,430円/年 (軽飲食店 等)	11,760円/年 (恒常的軽飲食店等)	m ²	-	-	-	-	-	-	その他営業 170円/日	件	30円/日	m ²		
		甲	2,060円/年 (軽飲食店 等)	10,380円/年 (恒常的軽飲食店等)	m ²	-	-	-	-	-	-	その他営業 100円/日	件	15円/日	m ²		

※1…写真機の台数。
 ※2…施行規則において、施設ごとに細分化されている。
 ※3…法2条第2項の公園施設。
 ※4…伊丹市行政財産使用料条例第2条の規定により算定した額。
 (土地)財産価格に40/1,000を乗じた額(年額)
 (建物)財産価格に75/1,000を乗じた額(年額)